

# バリアフリー法施行状況検討会の位置づけ

## 【背景】

バリアフリー法附則7条に基づき、法律の施行状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずることが必要。



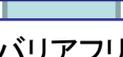
## 【施行状況検討会の設置】

全国バリアフリーネットワーク会議での検討開始を受け、施行状況(課題・対応方針案等)について検討し、検討結果(対応策など)を全国バリアフリーネットワーク会議に報告。

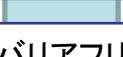
平成24年1月17日 全国バリアフリーネットワーク会議開催



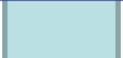
平成24年2月27日 第1回バリアフリー法施行状況検討会開催  
テーマ: 検討の進め方



平成24年4月23日 第2回バリアフリー法施行状況検討会開催  
テーマ: バリアフリー化の推進の取組み



平成24年5月31日 第3回バリアフリー法施行状況検討会開催  
テーマ: 基本構想の取組み、心のバリアフリーの取組み



平成24年6月28日 第4回バリアフリー法施行状況検討会開催  
テーマ: 論点整理と今後の取組の方向性

全国バリアフリーネットワーク会議委員へのヒアリングの実施・意見提出



平成24年7月中を目途に検討結果をとりまとめ予定



平成24年8月初(目途) 全国バリアフリーネットワーク会議に検討結果を報告予定



平成24年8月(目途)以降 検討結果に基づき、必要な措置を講ずる

引き続き、全国バリアフリーネットワーク会議等を通じたスパイラルアップを実施